

羽田地区振興会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は羽田地区振興会と称し事務所を羽田地区センター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は羽田地区内の各種団体及び機関の中軸となり、緊密な連携のもとに羽田地区の総合的な振興を図るとともに、明るく心の通いあう地域づくりに努める。

(会 員)

第3条 本会は、羽田地区民（会員という）及び本会の趣旨に賛同する団体、又は個人（賛助会員という）をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区住民の福祉及び生活向上に関すること
- (2) 産業経済の振興に関すること
- (3) 教育文化の振興に関すること
- (4) 生活基盤の整備に関すること
- (5) 諸団体間の連絡提携に関すること
- (6) 地域振興上必要と認める事項の陳情・請願
- (7) 羽田地区センター指定管理業務に関すること
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事項

(役員等)

第5条 本会に次の役員等を置く。役員等は会員の中から選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 34名以内
- (4) 監 事 3名
- (5) 事務局長 1名

2 会長は、理事会において推薦し、総会で決定する。

3 任期は1期2年で最長3期6年とする。

4 副会長は理事による互選により推薦し、総会で決定する。

5 理事は各行政区2名とし、1名は各行政区自治会等の長とし、1名は各行政区の選出によるほか水沢鋳物工業協同組合、羽田商工会、水沢地域福祉推進協議会羽田支部から各1名、羽田地区各種団体から4名を選出する。

6 羽田地区各種団体の理事は別表1による各ブロックごとの代表とする。

7 前項6に係る別表は執行委員会で決定する

8 監事は総会において選出する。

9 事務局長は会長が委嘱する。

10 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 役員は再任されることができる。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務の執行を決定し、事業実施の中核となる。
- (4) 監事は本会の庶務会計を監査する。
- (5) 事務局長は本会の庶務会計を担当する。

(顧 問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(部会等の設置)

第8条 本会に次の専門部会を置き、事業推進母体となる。

- (1) 建設防災部会
- (2) 農林保健部会
- (3) 商工観光部会
- (4) 文教福祉部会

- 2 部会は理事・代議員で構成する事を基本とするが、必要に応じ会員から会長が委嘱することができる。
- 3 部長は、各部会の理事の互選により1名を推薦し、総会で決定する。
- 4 副部長は各部会から1名を選出する。
- 5 必要に応じて特別部会又は特別委員会を設置することができる。
- 6 前項については必要に応じ会員から会長が委嘱することができる。

(会 議)

第9条 本会の会議は総会、理事会、執行委員会、専門部会とし、総会、理事会、執行委員会は会長が招集し、総会以外の会議の議長となる。また専門部会は担当部長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 総会は役員及び代議員をもって構成し、定期総会は年一回、臨時総会は必要な都度開催する。また、総会の議長はその総会に出席した会員の中から選任する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告と収支決算の承認
 - (2) 事業計画と収支予算の決定
 - (3) 会長・副会長・専門部長・監事の選出
 - (4) 規約の制定及び改廃
 - (5) その他主要事項
- 4 総会は、代議員の2分の1以上の出席者数をもって成立する。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項を審議決定する。
- 6 執行委員会は、会長、副会長、部長、羽田地区自治協議会代表、羽田地区行政区長協議会代表、事務局長で構成し、会務全般にわたって審議・検討し、事業推進を担う。
- 7 各専門部会は、各部会の運営に係る必要な事項について審議する。

(代議員)

第10条 代議員は各行政区ごと、前年度会費納入世帯数に応じ下記のとおり選出する。

- (1) ～ 50 2名
- (2) 51～100 3名
- (3) 101～150 4名
- (4) 151～ 5名

(地区センター運営)

第11条 地区センター運営については、奥州市羽田地区センターの管理に関する基本協定書による
(自主防災)

第12条 自主防災については、羽田地区振興会自主防災規程（平成23年10月23日制定）により実施する。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は総会において決定する。
- 3 賛助会員の会費は一口1,000円とし、加入口数は任意とする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約は総会出席者の2分の1以上の賛意をもって改正できる。

第16条 この規約に定めなき事項は執行委員会に諮り会長が決定する。

(付 則)

- 1 この規約は平成10年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年4月1日制定の羽田地区振興会規約は、この規約実施日から廃止する。
- 3 平成11年4月1日から規約の一部を改正する。
- 4 平成17年4月25日から規約に11条を挿入する。
- 5 平成18年4月1日から規約の一部を改正する。
- 6 平成19年4月1日から規約符号の一部を改正する。
- 7 平成20年4月18日から規約に12条を挿入する。
- 8 平成21年4月17日から規約の一部を改正する。
- 9 平成22年3月24日から規約の一部を改正する。
- 10 平成27年4月1日から一部改正する。
- 11 平成28年4月1日から一部改正する。
- 12 この規約は令和2年9月10日改正するも令和3年4月1日から施行する。